

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

東洋町地球温暖化対策実行計画

令和7年度～令和11年度

令和7年 4 月

高知県東洋町

目 次

第 1 章 基本的事項

- 1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・2
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・3

第 2 章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・4
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・4
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第 3 章 具体的な取組

- 1. 電気使用量等の削減・・・・・・・・・・5
- 2. 公用車燃料使用量の削減・・・・・・・・・・5
- 3. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・6
- 4. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・6

第 4 章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。東洋町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和5年度とし、計画期間を令和7年度～令和11年度までの5年間とする。

目標年度については、令和11年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
東洋町役場本庁舎	東洋町立銀杏保育園
資源事務所（旧 BDF 製造施設）	東洋町立甲浦保育園
東洋町地域福祉センター	東洋町ふれあい館（なごみ）
東洋町立甲浦小学校（給食センター込み）	東洋町文化会館
東洋町立甲浦中学校	道の駅東洋町
東洋町立野根小学校（給食センター込み）	東洋町自然休養村管理センター
東洋町立野根中学校	東洋町簡易水道施設
東洋町立甲浦地区公民館	東洋町下水道施設
東洋町立野根地区公民館	東洋町甲浦浄化センター
東洋町 B&G 海洋センター	
東洋町斎場	

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6 種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

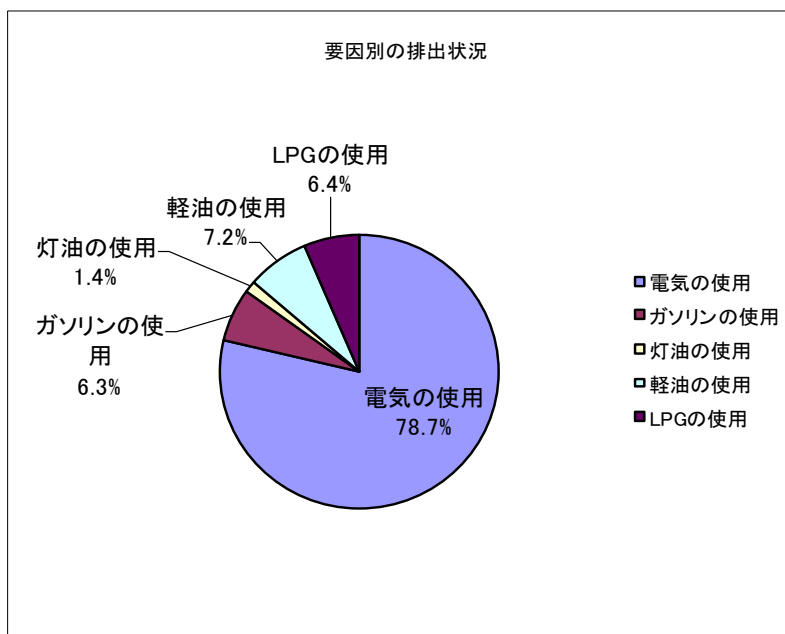
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

東洋町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は482,793kg-CO₂である。

項目		(単位)	①使用量	②排出係数	排出量(kg) ①×②	割合 (%)
電気使用量		kWh	710,208	0.535	379,961	78.7
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	13,067	2.320	30,315	6.3
	灯油	ℓ	2,621	2.490	6,526	1.4
	軽油	ℓ	13,537	2.580	34,927	7.2
	液化石油ガス(LPG)	m ³	10,354	3.000	31,063	6.4
計					482,793	100

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和5年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の78.7%を占め、次いでガソリンの使用が6.3%、軽油が7.2%で全体の92.2%を占めている。



令和5年度エネルギー源別排出要因構成比

3. 削減目標

令和5年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和11年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

項目		(単位)	基準年度 排出量(kg) 令和5年度	削減率 (%)	目標年度 排出量(kg) 令和11年度
電気使用量		kWh	349,961	5%	360,963
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	30,315	5%	28,800
	灯油	ℓ	6,526	5%	6,200
	軽油	ℓ	34,927	5%	33,180
	液化石油ガス(LPG)	m ³	31,063	5%	29,510
計			482,793		458,654

第3章 具体的な取組

1. 電気使用量等の削減

- ①効果的・計画的な事務処理に努め、照明の点灯時間の削減に努める。
- ②昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ③会議室、トイレ、湯沸室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ④退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ⑤OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ⑥冷暖房は適切な温度に設定し、冷房は28度以上、暖房は20度以下を基準の温度として温度管理を行う。

2. 公用車燃料使用量の削減

- ①急発進、急加速を控え、経済運行速度を励行する。
- ②車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ③公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

3. 施設整備の改善等

- ①施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ②高効率照明への買い換えを順次行う。
- ③公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー、電気自動車の導入に努める。

4. 物品購入等

- ①電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ②事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- ③環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に購入する。

5. その他の取組

- ①ゴミの減量、リサイクル
 - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
 - ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ②用紙類
 - ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
 - ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ③水道
 - ・日常的に節水を心がける。
 - ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ④環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・職員向けに環境保全研修等を行う。
 - ・一斉清掃など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
 - ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

各課等に推進担当者を1名以上置き、各所属等における本計画の取り組みを推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

①推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

②施設管理者担当者

各施設の管理を担当する職員であり、本計画の取り組みを推進する。

③事務局

本計画の事務局を住民課内に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌等により公表する。